

# 知っていますか？ “寄附金控除”

中村天風財団に納入する「年間賛助費」並びに「寄附金」は、税法に定める特定寄附金として、個人所得税、法人税の控除が受けられます。年間賛助費3万円をご納入の方が「税額控除」制度をご利用になると、最大で11,200円の還付金をうけることができます。

個人の所得税については、「所得控除」と「税額控除」を選択することが可能です。控除額の違いは以下の通りです。

## 1. 【所得控除】

次の算式により算出された額が、所得から控除されます。

$$\text{寄附金額}^{\ast 1} - 2,000\text{円} = \text{控除額}$$

※1 年間所得金額の40%が限度となります。

## 2. 【税額控除】

次の算式により算出された額が、所得税から控除されます。

$$(\text{寄附金額}^{\ast 2} - 2,000\text{円}) \times 40\% = \text{控除額}^{\ast 3}$$

※2 年間所得金額の40%が限度となります。

※3 控除額は、所得税額の25%が限度となります。

## ★所得控除と税額控除における還付額の比較（参考）

課税所得金額	300万円	500万円	700万円	1,000万円	1,500万円
寄附金額3万円の場合	還付額の目安				
所得控除	2,800円	5,600円	6,440円	9,240円	9,240円
税額控除	11,200円	11,200円	11,200円	11,200円	11,200円

\* 寄附金控除を受けるためには、寄附者による【確定申告】が必要です。

\* 確定申告の際には、更新時に当会よりお送りした「寄附金受領証明書」と「税額控除に係る証明書の写し」の添付が必要となります。

また、特定寄附金を支出した翌年の1月1日現在、東京都に在住の方は、申告により、個人住民税額から基本控除額に相当する額が控除されます。

寄附金控除制度の詳細及び法人による寄附金の損金算入につきましては、所轄の税務署へお問い合わせください。